令和３年２月１５日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「令和3年福島県沖を震源とする地震」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**２．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**３．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①適用地域

　　　福島県福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市

　　　伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町

　　　双葉郡楢葉町

　　②適用日　令和3年2月15日

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**